

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項	建築行為等の許可（盛岡南新都市土地区画整理事業に係るものを除く。）	市街地整備課 盛岡南整備課

1 審査基準は、次に掲げる行為を除き許可しないこととする。なお、許可に当たっては、別表第1の左欄及び別表第2の中欄に掲げる行為の区分に応じ、これらの表の当該右欄に掲げる条件を付するものとする。

（1）別表第1の左欄に掲げる行為

（2）結婚、出産又は老人等の同居による世帯員数の増加、子供の成長等の理由により申請時現在の申請者の居住状態では明らかに生活上不都合が生じると認められる建築物に係る建築行為で、別表第2の左欄の土地区画整理事業に伴う移転予定時期の区分に応じ、同表の当該中欄に掲げるもの

2 標準処理期間は、14日とする。

土地区画整理法第76条による許可の扱いについて

別表第1 移転予定時期に関わりなく許可できる行為及びその許可条件

行 為	許可条件
現位置換地の建築工事等で土地区画整理事業（以下「事業」という。）による移転を伴わない行為。ただし、建築行為にあつては、主要構造部が木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のものに限る。以下同じ。）の建築物に係るものに限る。	施行者の指示に従う
事業に支障とならない期間で、その目的を達成する行為。ただし、建築行為にあつては、主要構造が木造又は鉄骨造の建築物に係るものに限る。	自費移転 移転期限の設定
事業に伴う移転実施前に撤去又は復旧がなされる行為。ただし、建築行為にあつては、主要構造が木造又は鉄骨造の建築物に係るものに限る。	自費移転 移転期限の設定
事業のために行われる公共施設等の建設行為。ただし、建築行為にあつては、主要構造が木造又は鉄骨造の建築物に係るものに限る。	
その他事業に支障となるおそれの極めて少ない行為。ただし、建築行為にあつては、主要構造が木造又は鉄骨造の建築物に係るものに限る。	
土地区画整理法第77条第2項の移転通知に基づく移転に係る行為又は使用収益開始通知をした仮換地での建築等の行為。	施行者の指示に従う

別表第2 移転予定時期区分により許可できる行為及びその許可条件

事業に伴う 移転予定時期	行 為				許可条件
	種類（それぞれ当該右欄の要件を備えたものに限る。）	要 件			
		主要構造	面 積	そ の 他	
3年未満	住宅（自ら居住するための建築物をいう。以下同じ。）の増築	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のものに限る。）	増築部分の延べ床面積16.60㎡以下		自費移転
3年以上 6年未満	住宅又は併用住宅（住宅に他の用途を併設したものをいう。以下同じ。）の新築	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のものに限る。）	延べ床面積166.00㎡以下（併用住宅の場合にあっては、その併用部分が50.00㎡以下で、かつ延べ床面積の2分の1以下）	仮換地先に曳家可能な形態	自費移転
	住宅又は併用住宅の増築	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のものに限る。）	増築後の延べ床面積が166.00㎡以下（併用住宅の場合にあっては、その併用部分が50.00㎡以下で、かつ延べ床面積の2分の1以下）		自費移転
	老朽等による危険建物（住宅又は併用住宅に限る。）の改築又は建て替え	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のものに限る。）	延べ床面積が166.00㎡以下（併用住宅の場合にあっては、その併用部分が50.00㎡以下で、かつ延べ床面積の2分の1以下）	仮換地先に曳家可能な形態	自費移転
6年以上	住宅若しくは併用住宅の新築若しくは増築又は老朽等による危険建物（住宅若しくは併用住宅に限る。）の改築若しくは建て替え	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のもの）に限る。	3年以上6年未満の各行為の面積要件に同じ		施行者の指示に従う
	住宅及び併用住宅以外の建築物の新築又は増築	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のもの）に限る。	延べ床面積（増築の場合、増築後の延べ床面積）166.00㎡以下		自費移転
	老朽等による危険建物（住宅及び併用住宅を除く。）の改築又は建て替え（既存用途に限る。）	木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のもの）に限る。	延べ床面積166.00㎡以下	仮換地先に曳家可能な形態	施行者の指示に従う